

2025 来るべき巨大地震に備える

～大地震で土地を失わないために今できること～

土地を所有している方

土地の相続を予定している方

土地の処分を検討している方

におすすめ！

日時：2025年 **11月8日（土）13：30～15：30**（開場13：00～）

会場：大阪市立住まい情報センター 3階ホール

定員：会場50名／オンライン100名（いずれも申込先着順）

講師：正井 利明（大阪土地家屋調査士会会員）

個別相談会：定員8組（1組30分、前後半4組ずつ）会場開催のみ。事前申込要。



こちらからも
お申し込み
いただけます

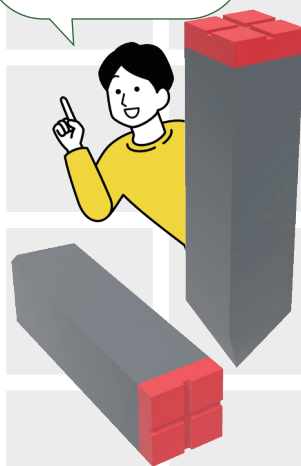


個別相談は、住まいの土地境界問題や境界の確定についてのご相談に応じます。
申込多数の場合は当日会場にて抽選します。

今後30年間に南海トラフ巨大地震が発生する確率は80％程度と発表されています。巨大地震後の復旧作業を速やかに行うためには、不動産登記法第14条地図の整備が欠かせません。その基礎となる土地の境界確定作業は今できる災害復興事業です。巨大地震では土地の境界が不明になる可能性があり、土地の境界確定作業および表示に関する登記をしておくことが、震災復旧作業をスムーズにし、ひいては自分の土地を守ることになります。

今回のセミナーでは、不動産登記法第14条地図が震災復興で果たす役割について、東日本大震災の教訓や実例をもとに解説します。また、土地境界確定の重要性やメリットについてお伝えします。

土地の境界確定作業は
自分の土地を守ることに
つながるんだ！



お問い合わせ先
大阪市立住まい情報センター
〒530-0041 大阪市北区天神橋 6-4-20
TEL.06-6242-1160

お申込は、「おおさか・あんじゅ・ネット」から
<https://www.osaka-angenet.jp/>
※申込方法は裏面をご覧ください

境界 七口
紛争 宣言

※はがきで申し込まれる方は、この用紙をはがきに貼って利用ください